

公立大学法人外国語大学非常勤講師給与支給規則

2007年4月1日

規程第52号

第1条 この規程は非常勤講師就業規則第12条に規定する個別に通知する非常勤講師（以下「講師」という。）の給与について定めるものとする。

第2条 給与は、時間額とし、別表1に定める基準により支給する。

2 前項において外国人の講師（以下「外国人講師」という。）については別表2に定める基準により支給する。ただし、専攻語学、兼修語学以外の科目を担当する外国人講師については、原則として別表1に定める基準により支給する。

3 前項において年度を通して授業を行う外国人講師については月給とし、前項の基準による時間額に講師の持つ年間授業時数を乗じて得た額の12分の1を支給する。

第3条 臨時又は短時間の授業を行う講師に対する給与は、その都度別に定める。ただし、その額は、前条第1項に規定する給与の額と均衡のとれたものでなければならない。

2 遠隔地から招へいする講師に対しては、別に定める基準に従い、給与のほか、旅費を支給することができる。

第4条 特に必要と認める講師に対しては、前2条の規定にかかわらず、特別に給与等の額を定めることができる。

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017年4月1日から施行する。

別表1

区 分	手当時間額
教 授	授業時間1時間につき 5,220円
准教授	授業時間1時間につき 4,470円
講 師	授業時間1時間につき 3,950円

(注) 1 教授、准教授又は講師の区分は、大学の基準によるものとする。

2 大学の助教については、講師の項の規定を準用し、その他の者については、学歴、経歴等を参酌し、教授、准教授又は講師の項の規定を準用する。

別表 2

給与の級	給与の時間額
1	4, 200 円
2	4, 850 円
3	5, 500 円
4	6, 200 円
5	6, 850 円
6	7, 550 円
7	8, 150 円

(注) 給与の級は、大学の基準によるものとする。